

第 10 回 新得町地域公共交通活性化協議会議案

と き 平成 26 年 6 月 27 日（金） 14 : 00 ~

ところ 新得町役場 3 階 大会議室

会議次第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 新委員の紹介

4 報告事項

報告第 1 号 経過報告 2

報告第 2 号 平成 25 年度新得町地域公共交通活性化協議会会
計決算及び監査報告について 3

報告第 3 号 平成 25 年 10 月～平成 26 年 5 月のコミュニ
ティバス利用状況 4

5 議 題

議案第 1 号 地域内フィーダー系統確保維持計画について 5

6 そ の 他

7 閉 会

新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

	分野	所属団体名等	役職	氏名	備考
1	計画策定	新得町	副町長	田 中 透 嗣	
2	道路管理者	帯広開発建設部道路計画課	課長	鈴 木 善 人	新
3		十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	所長	長 沢 誠	
4	公共交通事業者	北海道拓殖バス株式会社	営業課長	小 森 明 仁	
5		新得ハイヤー有限公司	社長	石 畑 政 俊	
6		株式会社新交通	代表取締役	吉 尾 正 一	
7		北海道旅客鉄道株式会社新得駅	駅長	菅 原 俊 明	
8		北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	副議長	高 橋 敏 朗	
9	利用者代表	新得町商工会	会長	湯 浅 悟 史	
10		屈足商工振興協議会	会長	竹 浦 隆	
11		新得町観光協会	会長	若 原 敏 勝	
12		新得町PTA連合会	会長	伊 藤 仁 浩	新
13		社会福祉法人 新得町社会福祉協議会	会長	古 川 盛	
14		新得町女性団体連絡協議会	会長	中 井 由 利 子	
15		新得市街地区連合町内会	会長	岩 谷 吉 彦	
16		屈足市街地区連合町内会	理事	片 桐 浅 夫	
17		すこやかクラブ	会長	北 敏 夫	
18		報徳クラブ	会長	菅 野 益 二 郎	
19		株式会社福原 新得店	店長	久 保 田 剛	新
20		株式会社福原 屈足店	店長	大 泉 和 繁	
21		けいら整形外科医院	総務課長	福 木 琢 也	
22		新得診療所	院長	佐 藤 夏 子	
23		サホロクリニック	事務長	若 林 尚	
24	運輸局	北海道運輸局 帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	頼 本 英 一	新
25	警察	新得警察署	交通課長	山 内 寛 人	
26	北海道	十勝総合振興局地域政策部地域政策課	課長	山 田 恭 一	新
	事務局長	新得町地域戦略室	室長	佐 藤 博 行	
	事務局員	新得町地域戦略室地域戦略係	係長	加 賀 谷 敬	
			主任	石 上 陽 基	
			主事	永 田 智 子	

報告第1号

経過報告（第9回協議会以降）

平成25年度

- 10月1日 コミュニティバスそばくる運行開始（出発式開催）
- 11月1日 新得町商工会によるコミュニティバス利用促進策実施
～ （新得町コミバスで当たる「そばくる」ありがとうキャンペーン）
- 2月28日
- 2月24日 新得うまいもん温かフェアにてコミュニティバスPR

報告第3号

平成25年10月～平成26年5月のコミュニティバス利用状況

1. 1日あたりの乗車数

(1) 総計（新得市街地＋屈足地区） <別紙1>

10月から3月までは、新得町商工会によるコミュニティバス利用促進策等により、コミュニティバスが徐々に浸透していき乗車数が連続で増加した。4月からは、雪が解け、バスから自転車へ転換する人が出てきており、乗車数が落ちている。

(2) 新得市街地 <別紙2>

特に西地区から、東地区へ、日常の食料や日用品の買い物目的に利用する方が多く、午前中の2便を行き、3便を帰りに利用する方が多くいた。10月から3月まで、徐々に浸透し、増加した。4月からは、自転車に転換する人が多く出てきており、乗車数が落ちている。

(3) 屈足地区 <別紙3>

特に通院目的、会合やクラブ等で利用される方が多く、路線バスと相互利用している方が多くみられる。10月から徐々に浸透しており、2月までは連続で増加した。新得市街地への目的地（医療機関等）まで距離があり、自転車に転換する方がいないため、4月以降、利用者が落ちていない。

2. 利用の多いバス停

新得駅、フクハラ新得店、フクハラ屈足店、エコープ、相馬商店、サホロクリニック、新得診療所、よしむら歯科、けいら整形外科、グループホームさくら、新得郵便局、公民館、なごみ、西和、つつじヶ丘、ひばり、若草、さくら、西栄、あけぼの、公営、かえで西、屈足22号、幸町2丁目・4丁目、柏町1丁目、あいの郷ふれあい、屈足常盤、屈足南小学校裏門、総合会館前、第2新進など

3. 屈足早朝便の利用状況

屈足から帯広方面の高校へ通う学生が、毎便5人利用している。帯広方面の通院目的で、利用している人もいる。

4. その他

平成25年10月から平成26年5月の間で、早朝便を含めて、総計5,079人（早朝便450人）の利用があった。自家用車を持たない高齢者を中心に、生活の足として利用されている。今後もPR等を行い、利用促進を図りたい。

平成 2 7 年度

地域内フィーダー系統確保維持計画

平成 2 6 年 6 月

新得町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

新得町は、JR石勝線、根室線を走る列車が交差する新得駅があり、鉄道交通は、帯広方面、札幌方面へ重要な交通手段となっています。また路線バスは、新得市街地から屈足市街地、他町の清水町、鹿追町、音更町、帯広市へ運行しており、幹線の交通については、一定の公共交通サービスを充足しているものと考えられていましたが、幹線へつなげるフィーダー交通がないため、住宅地と幹線交通の駅や停留所に距離があり、公共交通が利用しにくい状況となっていました。

この状況を踏まえ、平成24年度には、10月、2月にコミュニティバスの実証運行を行ったところ、多くの方に利用され、住民の移動手段として、公共交通の必要性が十分確認されました。平成25年10月からコミュニティバスそばくるが運行開始し、有料にも関わらず、多くの方に利用いただいております。住民の移動手段としての公共交通の必要性が十分に確認されているところであります。

住民が将来にわたって住み続けたいと思われる町を実現するため、また、今後のさらなる高齢化に向けた対策として、コミュニティバスの確保維持が不可欠となっています。

平成26年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、短期間の実証運行（無料）を基に目標を掲げることとなりましたが、平成27年度地域内フィーダー系統確保維持計画では、平成25年10月から平成25年5月までのコミュニティバスの実績を基に、現状データの5%増の新たな目標を設定し、コミュニティバスの利用促進策等により目標の達成を目指します。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 目標

○コミュニティバスの利用者数

4月～11月（積雪のない期間）

新得市街地 11.6人/日（現状）→12.2人/日（目標）

屈足地区 7.0人/日（現状）→7.4人/日（目標）

合計 19.6人/日（目標）

12月～3月（積雪のある期間）

新得市街地 16.8人/日（現状）→17.6人/日（目標）

屈足地区 7.7人/日（現状）→8.1人/日（目標）

合計 25.7人/日（目標）

(2) 効果

○自家用車を持たない、または利用できない高齢者等の交通弱者の通院や買物等を目的とする生活交通が確保され、外出機会の促進が図られる。

○幹線交通とフィーダー交通の連携を強化することにより、公共交通の利用拡大を図り、安全で安心して暮らせる交通環境を確保する。

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別紙「表 1」参照
4. 地域公共交通確保維持に要する費用の総額、負担者及びその負担額
別紙「表 2」参照
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
北海道拓殖バス株式会社
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
運転手により利用状況を記録
7. 別表 4 及び別表 4-1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
地域内フィーダー系統確保維持計画なので該当なし。
8. 別表 4 及び別表 4-1 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
地域内フィーダー系統確保維持計画なので該当なし。
9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
別紙「表 5」及び「交通不便地域の区分地図」参照
10. 車両の取得に係る目的・必要性
車両の取得を行わないため記載なし。
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
車両の取得を行わないため記載なし。
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
車両の取得を行わないため記載なし。
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業に

おける収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
該当しないため、記載なし。

1 4. 協議会の開催状況と主な議論

- (1) 平成24年2月17日（金）
第1回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・新得町における地域公共交通活性化の取組みについて
- (2) 平成24年7月11日（水）
第2回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・新得町地域公共交通総合連携計画策定調査業務企画競争の実施及び企画競争審査委員会の設置について
- (3) 平成24年8月3日（金）
第3回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・新得町コミュニティバス実証運行业務委託について
- (4) 平成24年10月5日（金）
第4回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・コミュニティバス実証運行（10月）について
・新得町地域公共交通総合連携計画策定調査事業の概要について
- (5) 平成24年12月27日（木）
第5回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・公共交通に関する町民アンケートの結果について
・コミュニティバス実証運行（2月）について
- (6) 平成25年3月22日（金）
第6回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・コミュニティバス実証運行実施結果について
・新得町地域公共交通総合連携計画（素案）について
- (7) 平成25年4月23日（木）
第7回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・コミュニティバス運行业務について
・運行业務者の選定について
- (8) 平成25年6月25日（火）
第8回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統確保維持計画の申請について
- (9) 平成25年9月3日（火）（書面総会）
第9回新得町地域公共交通活性化協議会
主な内容 ・屈足早朝便の取り扱いについて

(10) 平成26年6月27日(金)

第10回新得町地域公共交通活性化協議会

主な内容 ・地域公共交通確保維持事業に係る地域内フィーダー系統
確保維持計画の申請について

15. 利用者等の意見の反映の状況

利用者代表である当協議会の委員からの意見を反映。

16. 協議会メンバーの構成

別紙「新得町地域公共交通活性化協議会 委員名簿」参照

17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組みの内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標

該当しないため、記載なし。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

平成27年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準ロで 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件
新得町	北海道拓殖バス株式会社	新得市街地線	地域内フィーダー	1,813.5 千円	②(1)	JR北海道根室本線との接続 したダイヤの設定	①
	北海道拓殖バス株式会社	屈足地区線	地域内フィーダー	2,409.0 千円	②(1)	JR北海道根室本線との接続 したダイヤの設定	①
合 計				4,222 千円			

- (注)
- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 - 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	北海道拓殖バス株式会社	平成27年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	396,339 千円	営業外収益	4,945 千円	経常収益(イ)	401,284 千円
営業費用	471,782 千円	営業外費用	1,957 千円	経常費用(ロ)	473,739 千円	
営業損益	△ 75,443 千円	営業外損益	2,988 千円	経常損益	△ 72,455 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,986,320.4 km				経常収支率	84.70 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	382,982 千円	営業外収益	5,626 千円	経常収益(イ')	388,608 千円
営業費用	463,355 千円	営業外費用	3,460 千円	経常費用(ロ')	466,815 千円	
営業損益	△ 80,373 千円	営業外損益	2,166 千円	経常損益	△ 78,207 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,989,556.9 km				経常収支率	83.24 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	340,110 千円	営業外収益	6,582 千円	経常収益(イ'')	346,692 千円
営業費用	438,473 千円	営業外費用	3,000 千円	経常費用(ロ'')	441,473 千円	
営業損益	△ 98,363 千円	営業外損益	3,582 千円	経常損益	△ 94,781 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,809,761.3 km				経常収支率	78.53 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'' ÷ ハ'' = a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ' ÷ ハ' = b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ ÷ ハ = c	平均増減率 (((b ÷ a) - 1) + ((c ÷ b) - 1)) ÷ 2 = d
北北海道	243 円 .93 銭	234 円 .63 銭	238 円 .50 銭	-1.08 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c × (1 + (d ÷ 2)) ² = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
北北海道	235 円 .93 銭	272 円 .53 銭	235 円 .93 銭	202 円 .02 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行日数	計画 運行回数	系統キロ程	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外 乗入れ部分及び同 一補助ブロック市 区町村外乗入れ 部分以外のキロ程 の比率 (チ - (リ + ヌ)) ÷ チ = ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点							
北北海道	第1号	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	293 日	1,465.0 回	往 11.6km (平均) 復 km 11.6km	往 0.0km (平均) 復 km 0.0km	往 km (平均) 復 km 0.0km	100.000 %	16,994.0km
北北海道	第2号	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	293 日	879.0 回	往 24.2km 復 km 24.2km	往 0.0km 復 km 0.0km	往 km 復 km 0.0km	100.000 %	21,271.8km
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km
						日	回	往 km 復 km km	往 km 復 km km	往 km 復 km km	%	km
合 計		2系統						往 35.8km 復 0.0km 35.8km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km	往 0.0km 復 0.0km 0.0km		38,265.8km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ラ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノ)の額 ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ラ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	第1号	4,009,394円	22円.49銭	382,196円	3,627,198円	3,627,198円	3,627 千円	1,813.5 千円		
北北海道	第2号	5,018,655円	9円.41銭	200,168円	4,818,487円	4,818,487円	4,818 千円	2,409.0 千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
合 計		9,028,049円		582,364円	8,445,685円	8,445,685円	8,445 千円	4,222 千円	5,989 千円	4,222 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ=ウ	ウの負担者とその負担割合																
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要								
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合									
北北海道	第1号	3,627,198円																		
北北海道	第2号	4,818,487円																		
		円																		
		円																		
		円																		
合 計		8,445,685円	4,223,685円	円	%	4,223,685円	100.0%	円	%	円	%									

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 $((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1) \div 2 = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = \text{ノ}$
北北海道	第1号	29 円 .45 銭	29 円 .45 銭	24 円 .51 銭	-8.38 %	22 円 .49 銭
北北海道	第2号	18 円 .95 銭	18 円 .95 銭	11 円 .56 銭	-19.49 %	9 円 .41 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭
		円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%	円 . 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件
新得町	北海道拓殖バス株式会社	新得市街地線	地域内フィーダー	1,819.5 千円	②(1)	JR北海道根室本線との接続 したダイヤの設定	①
	北海道拓殖バス株式会社	屈足地区線	地域内フィーダー	2,417.0 千円	②(1)	JR北海道根室本線との接続 したダイヤの設定	①
合 計				4,236 千円			

- (注)
- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 - 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	北海道拓殖バス株式会社	平成28年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	営業収益	396,339 千円	営業外収益	4,945 千円	経常収益(イ)	401,284 千円	
	営業費用	471,782 千円	営業外費用	1,957 千円	経常費用(ロ)	473,739 千円	
	営業損益	△ 75,443 千円	営業外損益	2,988 千円	経常損益	△ 72,455 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)		1,986,320.4 km				経常収支率	84.70 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
基準期間の前年度の損益状況	営業収益	382,982 千円	営業外収益	5,626 千円	経常収益(イ')	388,608 千円	
	営業費用	463,355 千円	営業外費用	3,460 千円	経常費用(ロ')	466,815 千円	
	営業損益	△ 80,373 千円	営業外損益	2,166 千円	経常損益	△ 78,207 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')		1,989,556.9 km				経常収支率	83.24 %
		乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
基準期間の前々年度の損益状況	営業収益	340,110 千円	営業外収益	6,582 千円	経常収益(イ'')	346,692 千円	
	営業費用	438,473 千円	営業外費用	3,000 千円	経常費用(ロ'')	441,473 千円	
	営業損益	△ 98,363 千円	営業外損益	3,582 千円	経常損益	△ 94,781 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')		1,809,761.3 km				経常収支率	78.53 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北海道	243 円 .93 銭	234 円 .63 銭	238 円 .50 銭	-1.08 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))²=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北海道	235 円 .93 銭	272 円 .53 銭	235 円 .93 銭	202 円 .02 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程 チ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程			同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程 ヌ	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同 一補助ブロック市 区町村外乗入れ 部分以外のキロ程 の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点				リ	ヌ				
北海道	第1号	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	294 日	1,470.0 回	往 11.6km (平均) 復 11.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 km (平均) 復 km	0.0km	100.000 %	17,052.0km	
北海道	第2号	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	294 日	882.0 回	往 24.2km 復 24.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 km 復 km	0.0km	100.000 %	21,344.4km	
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	km	%	km	
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	km	%	km	
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	km	%	km	
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	km	%	km	
合計		2系統						往 35.8km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		38,396.4km	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ラ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ラ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワーカ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北北海道	第1号	4,023,078円	22円.49銭	383,500円	3,639,578円	3,639,578円	3,639千円	1,819.5千円		
北北海道	第2号	5,035,784円	9円.41銭	200,851円	4,834,933円	4,834,933円	4,834千円	2,417.0千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
合 計		9,058,862円		584,351円	8,474,511円	8,474,511円	8,473千円	4,236千円	5,989千円	4,236千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラーウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
北北海道	第1号	3,639,578円												
北北海道	第2号	4,834,933円												
		円												
		円												
		円												
合 計		8,474,511円	4,238,511円	円	%	4,238,511円	100.0%	円	%	円	%			

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間*) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² =ノ
北北海道	第1号	29円.45銭	29円.45銭	24円.51銭	-8.38%	22円.49銭
北北海道	第2号	18円.95銭	18円.95銭	11円.56銭	-19.49%	9円.41銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者によっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/ 地域内フィーダー の別	確保維持事業 に要する国庫 補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で 該当する要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 と接続確保策	基準二で 該当する要件
新得町	北海道拓殖バス株式会社	新得市街地線	地域内フィーダー	1,813.5 千円	②(1)	JR北海道根室本線との接続 したダイヤの設定	①
	北海道拓殖バス株式会社	屈足地区線	地域内フィーダー	2,409.0 千円	②(1)	JR北海道根室本線との接続 したダイヤの設定	①
合 計				4,222 千円			

- (注)
- 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
 - 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
 - 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	北海道拓殖バス株式会社	平成29年度
------	-------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	396,339 千円	営業外収益	4,945 千円	経常収益(イ)	401,284 千円
	営業費用	471,782 千円	営業外費用	1,957 千円	経常費用(ロ)	473,739 千円
	営業損益	△ 75,443 千円	営業外損益	2,988 千円	経常損益	△ 72,455 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	1,986,320.4 km				経常収支率	84.70 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	382,982 千円	営業外収益	5,626 千円	経常収益(イ')	388,608 千円
	営業費用	463,355 千円	営業外費用	3,460 千円	経常費用(ロ')	466,815 千円
	営業損益	△ 80,373 千円	営業外損益	2,166 千円	経常損益	△ 78,207 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	1,989,556.9 km				経常収支率	83.24 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	340,110 千円	営業外収益	6,582 千円	経常収益(イ'')	346,692 千円
	営業費用	438,473 千円	営業外費用	3,000 千円	経常費用(ロ'')	441,473 千円
	営業損益	△ 98,363 千円	営業外損益	3,582 千円	経常損益	△ 94,781 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	1,809,761.3 km				経常収支率	78.53 %

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
北北海道	243 円 .93 銭	234 円 .63 銭	238 円 .50 銭	-1.08 %
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2))²=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
北北海道	235 円 .93 銭	272 円 .53 銭	235 円 .93 銭	202 円 .02 銭
	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭	円 . 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画 運行回数	計画 運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗 り入れ部分及び同 一補助ブロック市 区町村外乗り入れ 部分以外のキロ程 の比率 (チー(リ十 又))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	又				
北北海道	第1号	新得市街地線	JR新得駅前	新得公民館前	JR新得駅前	293 日	1,465.0 回	往 11.6km (平均) 復 11.6km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	往 km (平均) 復 0.0km	100.000 %	16,994.0km		
北北海道	第2号	屈足地区線	JR新得駅前	屈足総合会館前	JR新得駅前	293 日	879.0 回	往 24.2km 復 24.2km	往 0.0km 復 0.0km	往 km 復 0.0km	100.000 %	21,271.8km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
						日	回	往 km 復 km	往 km 復 km	往 km 復 km	%	km		
合 計		2系統						往 35.8km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km		38,265.8km		

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(ノの額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はナのうちいずれか少ないほうの額) ラ
北海道	第1号	4,009,394円	22円.49銭	382,196円	3,627,198円	3,627,198円	3,627千円	1,813.5千円		
北海道	第2号	5,018,655円	9円.41銭	200,168円	4,818,487円	4,818,487円	4,818千円	2,409.0千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
		円	円. 銭	円	円	円	千円	千円		
合計		9,028,049円		582,364円	8,445,685円	8,445,685円	8,445千円	4,222千円	5,989千円	4,222千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北海道	第1号	3,627,198円													
北海道	第2号	4,818,487円													
		円													
		円													
		円													
		円													
合計		8,445,685円	4,223,685円	円	%	4,223,685円	100.0%	円	%	円	%				

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(基準期間) g	平均増減率 (((f÷e)-1)+((g÷f)-1))÷2 = h	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 g×(1+(h÷2)) ² = ノ
北海道	第1号	29円.45銭	29円.45銭	24円.51銭	-8.38%	22円.49銭
北海道	第2号	18円.95銭	18円.95銭	11円.56銭	-19.49%	9円.41銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭
		円. 銭	円. 銭	円. 銭	%	円. 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新得町
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	6,653
交通不便地域	6,653

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,653	新得町全域	過疎地域自立促進特別措置法

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑫）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載することまた、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図